

## 規程類必須項目確認書

事業名：若者の創造的、自立支援体制構築事業
団体名：一般社団法人大学支援機構

過去の採択状況：該当する（ ）内にチェックを入れてください。

( ) 2019年度・2020年度通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。

※該当する団体は規程類の提出は必要ありません。

( ○ ) 2019年度・2020年度通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されていない。

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に値して該当箇所を記載してください。

## （注意事項）

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>

◎後日提出する規程類に関しては、下記の誓約に署名及び印を押印のうえ、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含める必須項目	(参考) JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1) 開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第12条
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条
(3) 招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条
(5) 決議事項		公募申請時に提出	定款	第13条
(6) 決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第17条
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第18条
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。				
<b>● 理事会の構成に関する規程</b> ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1) 理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出		
(2) 理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
<b>● 理事会の運営に関する規程</b> ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1) 開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第28条
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第29条
(3) 招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4) 招集手続		内定後1週間以内に提出		
(5) 決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6) 決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第31条
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第32条
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1) 役員及び評議員（置いている場合のみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第25条
(2) 報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		
<b>● 倫理に関する規程</b>				
(1) 基本人権の尊重	倫理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利得追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(7) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		

● 利益相反防止に関する規程					
(1) -1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと		・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程					
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出			
(2) コンプライアンス委員会（外部委員は必須） 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 内部通報者保護に関する規程					
(1) ヘルプライン窓口（外部窓口の設置が望ましい）	内部通報（ヘルプ ライン）規程	内定後1週間以内に提出			
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出			
● 組織（事務局）に関する規程					
(1) 組織（業務の分掌）	事務局規程	内定後1週間以内に提出			
(2) 職制		内定後1週間以内に提出			
(3) 職責		内定後1週間以内に提出			
(4) 事務処理（決裁）		内定後1週間以内に提出			
● 職員の給与等に関する規程					
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出			
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出			
● 文書管理に関する規程					
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出			
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出			
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出			
● 情報公開に関する規程					
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出			
● リスク管理に関する規程					
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出			
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出			
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出			
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出			
● 経理に関する規程					
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出			
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出			
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出			
(4) 記念科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出			
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出			
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出			
(7) 決算		内定後1週間以内に提出			

#### 規程類の後日提出に関する誓約

一般財團法人日本民間公益活動連携機構 殿

令和3年6月29日

申請団体の名称 一般社団法人大学支援機関  
代表者の氏名 田村 耕一

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、上部で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなても、異議は一切申し立てません。

（田村耕一）

徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地  
一般社団法人 大学支援機構  
代表理事 田村 耕一  
電話：088-656-9854

## 一般社団法人大学支援機構定款

法人印

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大学支援機構と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地に置く。

法人印

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、世界10億人規模の人々が抱える問題を解決しようと活動する多くの大学に協力し、大学、地域社会から広く世界までを対象とする諸事業を実施することで、もって大学・社会の発展、学術・科学技術の振興に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クラウドファンディングシステムを使った研究資金獲得支援、教育支援、社会貢献支援、大学発ベンチャー企業支援、地域活性化支援
- (2) クラウドソーシングシステムを使った企業からの研究相談・知的財産活用の支援、受託分析・受託研究の支援、分析機器等利用支援
- (3) アカデミックプラットフォームを通じた大学における教育・研究・社会貢献等諸活動の支援
- (4) 情報提供サービス
- (5) 通信販売事業
- (6) 広告事業
- (7) ウェブコンテンツの企画、開発、制作、保守、運用、販売及びコンサルティング
- (8) マーケティング戦略の立案、実施及びコンサルティング
- (9) 企業及びベンチャービジネスへの投資及びその育成、並びにそれらの仲介
- (10) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第3章 社員及び会員

(開催)

第12

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(権限)

第13

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(招集)

第14

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

3

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する違反行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

4

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(議長)

第15

あらか

- (1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

(議決)

第16

(決議)

第1

第4章 社員総会

(構成)

2

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。なお、社員総会は社員総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 役員等の報酬の額
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(役員)  
第23:

2

#### (議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した理事が、記名押印又は署名する。

3

4

## 第5章 役員

#### (役員)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名

(役員)  
第24

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、専務理事を1名置くことができる。
- 3 この法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち、専務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

2

#### (役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(報酬)  
第25

#### (理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告する。

(構成)  
第26  
2

(権限)  
第27  
(  
(  
(

#### (監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の

(開催)  
第28

業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については、社員総会において別に定めるところにより支払いをすることができる。
- 2 専務理事を置く場合は、社員総会において別に定めるところにより報酬を支給する。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第26条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

- 第28条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

第35

- 2 通常理事会は、毎年定期に年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を付して招集の請求があったとき。

(招集)

(事業)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

第36

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(事業)

第37

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

2

(決議)

(事業)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第38

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(1)

(議事録)

(2)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

(3)

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(4)

(5)

2

## 第7章 基 金

(1)

(2)

3

(基金の拠出)

第33条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(長期)

第39

(基金の拠出者の権利)

第34条 この法人の基金は、拠出者からの預り金とし、この法人が解散するときまでは、第35条による場合のほかは拠出者に返還されない。

(剩余)

第40

- 2 基金の返還に係る債権には利息を付さない。

- 3 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を社員総会の承認なしに他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(基金の返還手続)

第35条 この法人の基金の拠出者が基金の返還を求めるときは、定時社員総会での決議により、代替基金の積み立て後にこれを返還する。

招集

## 第8章 資産及び会計

### (事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

を招集

### (事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

### (事業報告及び決算及び書類)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置く。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

3 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

### (長期借入金)

第39条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

### (剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(設立)

第48

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令)

第49  
する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

以上

## 第11章 補 則

次に言

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

附則

1 番

(最初の事業年度)

第46条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成29年9月30日までとする。

附則

1 番

(設立時の役員)

第47条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 野地澄晴 高石喜久 永田俊彦 阿部幸輔 吉田和文  
寺裏誠司 佐野正孝

設立時代表理事 佐野正孝

設立時監事 牧野孝彦

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1

野地 澄晴

2

佐野 正孝

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

平成28年9月23日

以上、一般社団法人大学支援機構を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 野地 澄晴 印

同 佐野 正孝 印

#### 附則

1 変更後の第19条の規定は、平成29年10月11日から施行する。

#### 附則

1 変更後の第19条の規定は、平成30年3月26日から施行する。

# 履歴事項全部証明書

徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地

一般社団法人大学支援機構

会社法人等番号	4800-05-006516
名 称	一般社団法人大学支援機構
主たる事務所	徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地
法人の公告方法	当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
法人成立の年月日	平成28年10月3日
目的等	<p>目的</p> <p>この法人は、世界10億人規模の人々が抱える問題を解決しようと活動する多くの大学に協力し、ICT技術を活用して、大学、地域社会から広く世界までを対象とする諸事業を実施することで、もって大学・社会の発展、学術・科学技術の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) クラウドファンディングシステムを使った研究資金獲得支援、教育支援、社会貢献支援、大学発ベンチャー企業支援、地域活性化支援</p> <p>(2) クラウドソーシングシステムを使った企業からの研究相談・知的財産活用の支援、受託分析・受託研究の支援、分析機器等利用支援</p> <p>(3) アカデミックプラットフォームを通じた大学における教育・研究・社会貢献等諸活動の支援</p> <p>(4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業</p>
	<p>目的</p> <p>この法人は、世界10億人規模の人々が抱える問題を解決しようと活動する多くの大学に協力し、大学、地域社会から広く世界までを対象とする諸事業を実施することで、もって大学・社会の発展、学術・科学技術の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) クラウドファンディングシステムを使った研究資金獲得支援、教育支援、社会貢献支援、大学発ベンチャー企業支援、地域活性化支援</p> <p>(2) クラウドソーシングシステムを使った企業からの研究相談・知的財産活用の支援、受託分析・受託研究の支援、分析機器等利用支援</p> <p>(3) アカデミックプラットフォームを通じた大学における教育・研究・社会貢献等諸活動の支援</p> <p>(4) 情報提供サービス</p> <p>(5) 通信販売事業</p> <p>(6) 広告事業</p> <p>(7) ウェブコンテンツの企画、開発、制作、保守、運用、販売及びコンサルティング</p> <p>(8) マーケティング戦略の立案、実施及びコンサルティング</p> <p>(9) 企業及びベンチャービジネスへの投資及びその育成、並びにそれらの仲介</p>

	(10) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業 令和2年 9月28日変更 令和3年 4月21日登記	
役員に関する事項	<p>代表理事 <u>佐野正孝</u></p> <p>平成30年 3月31日辞任</p> <p>平成30年 4月27日登記</p>	
	<p>代表理事 <u>小田威司</u></p> <p>平成30年 4月3日就任</p> <p>平成30年 4月27日登記</p>	
	<p>代表理事 <u>小田威司</u></p> <p>平成30年10月29日重任</p> <p>平成31年 1月11日登記</p>	
	<p>代表理事 <u>田村耕一</u></p> <p>令和2年 9月30日辞任</p> <p>令和3年 4月21日登記</p>	
	<p>代表理事 <u>田村耕一</u></p> <p>令和2年10月 1日就任</p> <p>令和3年 4月21日登記</p>	
	<p>理事 <u>野地澄晴</u></p> <p>平成30年10月29日重任</p> <p>平成31年 1月11日登記</p>	
	<p>理事 <u>野地澄晴</u></p> <p>令和2年11月30日重任</p> <p>令和3年 4月21日登記</p>	
	<p>理事 <u>高石喜久</u></p> <p>平成30年10月29日重任</p> <p>平成31年 1月11日登記</p>	
	<p>理事 <u>高石喜久</u></p> <p>令和2年 9月30日辞任</p> <p>令和3年 4月21日登記</p>	

理事	吉田和文	
理事	吉田和文	平成30年10月29日重任
理事	吉田和文	平成31年1月11日登記
理事	吉田和文	令和2年11月30日重任
理事	吉田和文	令和3年4月21日登記
理事	寺裏誠司	
理事	寺裏誠司	平成30年10月29日重任
理事	寺裏誠司	平成31年1月11日登記
理事	寺裏誠司	令和2年11月30日重任
理事	寺裏誠司	令和3年4月21日登記
理事	佐野正孝	
理事	佐々木卓也	平成30年4月3日辞任
理事	佐々木卓也	平成30年4月27日登記
理事	佐々木卓也	平成29年10月11日就任
理事	佐々木卓也	平成29年10月23日登記
理事	佐々木卓也	平成30年10月29日重任
理事	佐々木卓也	平成31年1月11日登記
理事	佐々木卓也	令和2年11月30日重任
理事	佐々木卓也	令和3年4月21日登記

	<u>理事</u>	<u>根 本 幸 枝</u>	平成29年10月11日就任
			平成29年10月23日登記
	<u>理事</u>	<u>根 本 幸 枝</u>	平成30年10月29日重任
			平成31年 1月11日登記
			平成31年 3月31日辞任
			平成31年 4月24日登記
	<u>理事</u>	<u>斉 藤 卓 也</u>	平成29年10月11日就任
			平成29年10月23日登記
	<u>理事</u>	<u>斉 藤 卓 也</u>	平成30年10月29日重任
			平成31年 1月11日登記
			令和 1年 7月 8日辞任
			令和 2年 1月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>小 田 威 司</u>	平成30年 4月 1日就任
			平成30年 4月27日登記
	<u>理事</u>	<u>小 田 威 司</u>	平成30年10月29日重任
			平成31年 1月11日登記
			令和 2年 9月30日辞任
			令和 3年 4月21日登記
	<u>理事</u>	<u>田 村 耕 一</u>	令和 2年10月 1日就任
			令和 3年 4月21日登記
	<u>理事</u>	<u>田 村 耕 一</u>	令和 2年11月30日重任
			令和 3年 4月21日登記
	<u>理事</u>	<u>河 村 保 彦</u>	令和 2年10月 1日就任
			令和 3年 4月21日登記
	<u>理事</u>	<u>河 村 保 彦</u>	令和 2年11月30日重任
			令和 3年 4月21日登記

徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地  
一般社団法人大学支援機構

	監事 <u>牧野孝彦</u>	平成30年10月31日辞任
		平成31年 1月11日登記
	監事 <u>矢部誠一</u>	平成30年12月12日就任
		平成31年 1月11日登記
	監事 <u>矢部誠一</u>	令和2年11月30日重任
		令和3年 4月21日登記
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	設立	平成28年10月 3日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和3年 4月28日  
徳島地方法務局  
登記官

仲木政則

